

服装規定

服装は、本校生徒としてふさわしい清楚で品位あるものを着用し、華美なものをさけ、常に端正で清潔な身だしなみを保つように心がけること。(就職・進学面接試験に対応する服装を基本とする)

1. **制服** : 購入に際しては、学校が指示する。

●上衣(ブレザー)・スラックス・スカート・・・学校で採寸した学校指定のもの。

* スカート丈は膝頭程度とする。

●シャツ・・・学校指定のカッターシャツ(水色)を着用し、シャツの裾はスラックスまたはスカートの中に入れること。

●セーター・ベスト・カーディガン・・・学校指定のもの。

2. **防寒着** : 高校生としての自覚をもち、高価・華美でないもの。

上衣(ブレザー)の中には着用しないこと。

* 登下校時にのみ着用すること。

* 着用期間については生徒指導課より指示する。

※ 原則、室内での着用を禁止する。

3. **鞆** : 華美にならないこと。

4. **靴** : 通学に適した靴とする(運動靴も可)。

5. **靴下** : 白色・黒色・紺色ソックスを原則とする。

ストッキング・タイツは、無地で黒またはベージュ系統とする。

6. **頭髪** : 頭髪は、常に清潔に保つこと。

パーマ、カール、染色、脱色、エクステンション等は禁止する。

7. **その他**

※ 自転車通学の場合、雨天時には雨ガッパを着用し、傘差し運転は禁止する。

※ 化粧・タトゥー・カラーコンタクトレンズ・マニキュア・ネイルアート・ネイルチップ・イヤリング・ピアス・指輪・ネックレスなど、学校生活に必要なものではないものは身につけてはならない。

なお、衣替えは6月1日・10月1日頃とし、細部については学校が指示する。

この規定は平成18年4月1日より施行する。

平成24年4月1日一部改定

令和5年4月1日一部改定

付 則

・登下校時は、上衣を着用すること。ただし、衣替えの移行期間については、学校指定のセーター・ベスト・カーディガンで登校してもよい。

・体育以外の授業は制服で受けるものとし、ジャージ着用・女子のスカートの下のジャージは禁止する。

・トレーナー・Tシャツ等の着用は、カッターシャツ(水色)の下に下着代わりに着

用する場合のみ認める。

- ・上衣（ブレザー）の下に、学校指定のベスト・セーター・カーティガン以外のものを着用してはならない。
- ・校舎内での帽子の着用を禁止する。
- ・制服の改造は厳禁とする。新たに制服（上衣・ズボン・スカート）を購入する場合は、生徒指導課に申し出ること。
- ・式典においては、ネクタイ・リボンを着用すること。